

# みんなで支えよう ～介護保険～

## 第3回 介護サービスと保険料

介護保険のサービス費用は、税金や40歳以上の方に納めていただく保険料で賄われています。  
サービス費用の増加は保険料の増額につながりますので、適切なサービスの利用をしましょう。



### 必要な時に申請をしましょう

要支援・要介護の認定には有効期間があり、期間を過ぎても引き続き介護サービスが必要な方は、更新手続きが必要ですが、介護サービスを利用する予定のない方は更新手続きをしないで、必要になった時点で申請することもできます。

1回の認定には、約1万2千円の費用がかかり、税金で賄われています。

利用される方の環境や身体の状態にあったサービスが適切に受けられるよう、必要時の申請にご協力をお願いします。

### 必要なサービスを利用しましょう

介護サービスを利用されている方が事業者や施設に支払っているのは利用料の1割または2割です。残りの9割または8割は、保険料や税金から支払われています。

介護サービスは、介護を必要とするようになって、自立した生活を送ることができるように、必要なサービスを提供する制度です。自分がしてほしいことすべてが介護保険のサービスでかなえられるわけではありません。

「便利だからしてほしい」ではなく、自分でできることは自分でするように心掛けましょう。

皆さんの大切な保険料や税金で賄われている制度です。大事に利用しましょう。

社会全体で介護保険を支えています

40歳以上の皆さんが納める介護保険料（以下「保険料」）は、介護保険を運営するための大切な財源の一部となります。

40歳から64歳の方（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

65歳以上の方の保険料は、市の介護サービス給付費が賄えるように算出された「基準額」をもとに、本人の収入や所得、世帯の課税状況で決まります。保険料は3年ごとに見直され、次回は平成30年度に改定され

ます。

保険料を滞納すると

保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割になったりする措置がとられます。

○1年間滞納した場合

介護保険サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。

○1年6カ月滞納した場合

市から払い戻されるはずの給付費の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。な

お、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

○2年以上滞納した場合

保険料の未納期間に応じて、本来1割または2割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

介護保険は、介護が必要になった人をみんなで支える制度であり、医療保険同様、利用しないからといって保険料をお返すことはありません。